

長門市訪問介護サービスにおける「院内介助」に対する 介護給付費算定の取り扱いについて

1 訪問介護サービスに算定するに当たって

院内介助については、「院内の移動等の介助は基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、実際には、スタッフによる対応ができない場合が多いため、場合により院内介助を算定できることとなっています。」（平成15年5月8日付け厚生労働省老健局振興課長通知）

院内介助を介護給付費に算定するに当たっては、前提条件として、訪問介護費算定の要件を満たした、居宅サービス計画による位置づけがなされている必要があります。そのため、下記の点に特にご注意下さい。

(1) 課題分析（アセスメント）を適切に行い、主治医やサービス担当者（サービス事業者）、その他関係者と連携を図り、総合的な視点で居宅サービス計画が策定され、院内介助が必要な理由等について整理されていること。

(2) 訪問介護の要件を満たしているか精査すること。

例えば、居宅で提供される訪問介護サービスと一連でない院内での院内介助のみ必要なケースについては、算定できません。

また、診察中及びリハビリ中等、医療保険請求に含まれる時間帯は、介護報酬を策定することは出来ません。

2 訪問介護サービス費に算定できる条件について

課題分析等を行った上で、下記（1）～（3）全てに該当する場合は、訪問介護サービス費を算定できます。

(1) 病院の体制上、院内スタッフでの対応が出来ない場合

(2) 家族等に病院の付き添い可能な方が誰もいない場合

(3) 以下のア又はイのいずれかに該当する場合

(ア) 要介護4又は要介護5の方に対する介助のために、常時見守りがないと安全性が確保できない場合

(イ) 上記アには該当しないが、別紙「訪問介護サービスにおける院内介助算定に係る事前申請書」及び「院内介助算定に係る事前協議書」を長門市高齢障害課介護保険係に提出し、許可された場合

3 その他留意事項等

院内での単なる待ち時間や診察時間は算定対象にならないのに加え、具体的介助を要しない単なる付き添いについても、保険給付の対象とならないことを留意して下さい。

身体的な介助が必要な場合は、訪問介護員による「具体的な介助に必要な時間」のみ算定します。